

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年六月六日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 多田 智

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市
赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送
電線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字 地頭分 字松山	一五八番 七	公衆用 道路	公衆用 道路	四九	一九・九九	一九・九九 （別紙実測平面 図のとおり）

四 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、

福山市

又は

持分 二千四百三十分の三十六

（亡）垣原 信男

相続人

（氏名）小池 彩子

（住所）東京都江東区富岡一丁目一三番七号パークサイドスクエア深川 A

持分二千四百三十分の八

（氏名）小池 彩子

（住所）東京都江東区富岡一丁目一三番七号パークサイドスクエア深川 A

持分二千四百三十分の百五

（氏名）織田 直門

（住所）広島県福山市藤江町九六一番地

持分二千四百三十分の二千二百八十一

福山市

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和四年五月二十四日

実測平面図

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字松山1518番7

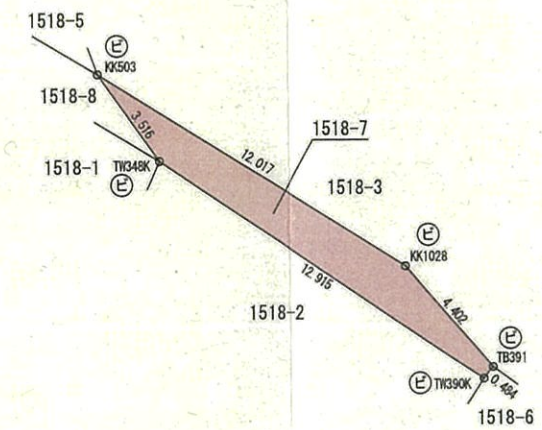
世界測地系



S=1:250

収用しようとする土地

地番	1518-7				
測点	境界標	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
KK1028	金属鈹	-169704.850	105755.207	1026565.794349	12.017
KK503	金属鈹	-169698.494	105745.008	368627.097888	3.516
TW348K	金属鈹	-169701.364	105747.039	-1065930.153120	12.915
TW390K	金属鈹	-169708.574	105757.754	-723065.764098	0.484
TB391	金属鈹	-169708.201	105758.062	393843.022888	4.402
				倍面積	39.997907
				実測面積	19.99 m ²



境界標凡例

記号	種類
ⓔ	金属鈹

収用しようとする土地